

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】政府の規制改革・成長戦略と企業年金の制度改正について	P1
【コラム】厚生年金基金の解散に伴う供託手続きについて	P5

政府の規制改革・成長戦略と企業年金の制度改正について

1. はじめに

2018（平成30）年6月15日、政府は臨時閣議において、経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）とともに、「規制改革実施計画」および「未来投資戦略2018」（成長戦略）を閣議決定しました。規制改革や成長戦略というと、行政手続コストの削減や国家戦略特区の設置といった大々的な施策ばかりが目立ちますが、近年は、企業年金の財政運営や資産運用にも関連する施策も盛り込まれることがあり、わが国の企業年金制度のあり方を議論するうえで無視できない存在となりつつあります。

そこで今回は、政府の規制改革や成長戦略等における企業年金関連分野の検討項目と、今後の企業年金の制度改正に及ぼす影響について解説いたします。

2. 規制改革実施計画について

(1) 規制改革実施計画とは

第2次安倍内閣では「規制改革」を最重要課題の一つと位置づけており、この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査・審議するための内閣総理大臣の諮問機関として、2013（平成25）年1月23日に「規制改革会議」が設置されました。当該会議からの答申で示された規制改革事項等について規制改革事項等について、内容およびスケジュールを確定しその着実な実施を目的に策定されるのが「規制改革実施計画」で、2013年から毎年策定されています。

2016（平成28）年9月2日以降は、規制改革会議の後継組織として設置された「規制改革推進会議」からの答申に基づき計画が策定されています（図表1）。

＜図表1＞規制改革実施計画の策定状況

年月日	出来事	企業年金等に関する実施項目
2013年1月23日	規制改革会議の設置	—
2013年6月14日	規制改革実施計画（2013年）	0項目
2014年6月24日	規制改革実施計画（2014年）	10項目
2015年6月30日	規制改革実施計画（2015年）	2項目
2016年6月2日	規制改革実施計画（2016年）	0項目
2016年9月2日	規制改革推進会議の設置（規制改革会議の後継組織）	—
2017年6月9日	規制改革実施計画（2017年）	1項目
2018年6月15日	規制改革実施計画（2018年）	6項目

（出所）各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

(2) 企業年金に関する過去の検討状況

規制改革実施計画における企業年金等（確定給付企業年金・確定拠出年金（企業型・個人型（iDeCo））など）に関する実施項目は、2014・2015・2017 年の計画で言及されています。また、規制改革実施計画では、単に計画を策定するだけでなく、計画に定められた事項の検討・実施状況についてフォローアップ調査が行われます。企業年金等に関する過去の実施項目およびフォローアップ結果については、図表 2 の通りです。

＜図表 2＞過去の規制改革実施計画における企業年金等の実施項目および検討状況

No.	事項名	フォローアップ結果
2014 年	88 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	【当面措置を見送り（必要に応じて今後検討する予定）】 第 14 回社会保障審議会企業年金部会において、「実施事業所でなくなった者に係る DB 側の管理コストや、支給額に据置利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要」とされた。
	89 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	【関係機関と調整が済み次第速やかに措置を行う予定】 第 14 回社会保障審議会企業年金部会において、「繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、予定利率の規制を緩和する方向で検討」とされた。
	90 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換	【関係機関と調整が済み次第速やかに措置を行う予定】 第 14 回社会保障審議会企業年金部会において、「希望する者に対しては、DB から DC への移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で検討」とされた。
	91 既に企業型年金加入者または個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	【関係機関と調整が済み次第速やかに措置を行う予定】 第 14 回社会保障審議会企業年金部会において、「既に DC に加入している場合でも、DB の脱退一時金相当額の DC への移換を可能とする方向で検討」とされた。 ※厚生年金基金では措置済
	92 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	【当面措置を見送り（必要に応じて今後検討する予定）】 第 14 回社会保障審議会企業年金部会において、「確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人（運営登録取消から 5 年未経過、公益に反すると認められる、損失の管理が困難である）で兼職していることを確認する必要があるため、慎重な検討が必要」とされた。
	93 確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化	【関係機関と調整が済み次第速やかに措置を行う予定】 第 14 回社会保障審議会企業年金部会において、「転籍等に伴い、事業所が変わった場合の権利義務承継については厚生労働大臣の承認・認可を不要とし、届出などとする方向で検討」とされた。
	94 確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和	【関係機関と調整が済み次第速やかに措置を行う予定】 第 12 回及び第 13 回社会保障審議会企業年金部会において、措置を講ずる方向で検討することとされた。
	95 確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	【措置済み】 省令において、一部の規約変更承認申請事項を届出事項に簡素化した。
	96 厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進	【措置済み】 省令において、確定拠出年金に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等の措置を講じた。
	97 確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化	【措置済み】 省令において、届出とする軽微な事項の範囲の見直しを実施した。
2015 年	71 確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	【措置済み】 省令改正により、従来厚生労働大臣の承認が必要とされていた掛金の規定の条項や実施事業所の増加に伴う変更については、届出で足りる旨の省令改正を行った。更に、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 66 号）において、設立時の提出書類を簡素化できる簡易型確定拠出年金を創設した。
	72 確定給付企業年金、厚生年金基金における実施事業所（設立事業所）の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	【措置済み】 平成 28 年度税制改正要望において要望を行い認められたため、平成 28 年 4 月 8 日に省令改正により措置。
2017 年	69 確定給付企業年金における承認申請手続の簡素化	【措置済み】 平成 30 年 1 月に規約変更手続の簡素化に係る Q&A を発出し、申請時の書類の記載内容について簡素化を実施。

（出所）「規制改革実施計画」各年版および「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」各年版を基に、リソナ年金研究所作成。

(3) 今般の規制改革実施計画における企業年金等に関する実施項目

今般（2018年）の規制改革実施計画では、「6.投資等分野」において、確定拠出年金について5点、確定給付企業年金について1点の実施項目が掲げられています（図表3）。とりわけ、確定拠出年金は「確定拠出年金に関する規制改革」という独自の項目が立てられており、確定拠出年金の改善・普及に対する姿勢が従来よりも鮮明になっています。

＜図表3＞規制改革実施計画（2018年）における企業年金等に関する実施項目

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
52	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を65歳に引き上げることに付いて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）附則第2条に定められた施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論
53	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢に関する見直し	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を見直し、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60歳以降も加入可能とすることに付いて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論
54	兼務規制の緩和	金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報の提供をすることを可能にする。	平成30年度検討・結論
55	兼務規制の緩和に伴う金融機関の営業職員の活動範囲の明確化	金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供を行うことを可能とすることと併せ、営業職員に許容される活動の範囲を具体的に示す。	平成30年度検討・結論
56	私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討	私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度に検討準備としての論点整理を開始、施行後5年（平成34年1月）を目途とした見直しまでに結論
67	確定給付企業年金に係る積立上限額の報告の簡素化	確定給付企業年金に係る積立上限額の算定及び報告について、控除すべき掛金が存在しない場合には不要とすることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論

（出所）「規制改革実施計画」（2018年6月15日閣議決定）を基に、リソナ年金研究所作成。

3. 成長戦略（日本再興戦略・未来投資戦略）について

(1) 成長戦略（日本再興戦略・未来投資戦略）とは

第2次安倍内閣における一連の経済政策（いわゆるアベノミクス）は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」および「民間投資を喚起する成長戦略」という3つの基本方針（三本の矢）から構成されています。このうち、第三の矢に当たる成長戦略として、2013年から2016年までは「日本再興戦略」が、2017年以降は「未来投資戦略」がそれぞれ策定されています（以降、本稿においては特段の記載がない限り、「成長戦略」は日本再興戦略および未来投資戦略のことを指します）。

(2) 企業年金に関する過去の検討状況

企業年金等について過去に成長戦略で取り上げられた事項は、図表4の通りです。成長戦略の特徴として、施策を羅列するだけでなく、その施策を実行に移すのに必要なステップ（法改正、予算・税制措置、制度改正、審議会付議など）を可能な限り明らかにしていることが挙げられます。これを受けて、「iDeCoの加入対象の拡大」「リスク分担型企業年金の導入」といった施策が、成長戦略に列挙されてからおおむね

1年以内に制度改正に着手されるなど、従来にないスピード感で対応が進められています。

＜図表 4＞過去の成長戦略における企業年金等に関する項目

	項 目		施 策
日本再興戦略 (2013年)	緊急構造改革 プログラム	事業再編・事業 組換の促進	コーポレートガバナンスの強化 ・独立性の高い社外取締役の導入の推進 ・日本版スチュワードシップ・コードの策定 ・収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定
	立地競争力の 更なる強化	公的・準公的資金 の運用等	公的・準公的資金の運用等の在り方の検討
日本再興戦略 改訂 2014	緊急構造改革 プログラム	コーポレートガバ ナンスの強化	・コーポレートガバナンス・コードの策定 ・持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話促進
	立地競争力の 更なる強化	金融・資本市場の 活性化 公的・準公的資金 の運用等の見直し	豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立 ・確定拠出年金制度の運用資産選択の改善 など ・GPIF の基本ポートフォリオの見直し ・GPIF のガバナンス体制の強化
日本再興戦略 改訂 2015	産業の新陳 代謝の促進	「攻めの経営」の 促進	コーポレートガバナンスの強化 ・会社法の解釈指針（具体的な事例集を含む）の作成 など 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進 ・統合的開示（会社法・金商法等）に向けた検討等 ・株主総会プロセスの見直し（招集通知等の電子化等）など
	立地競争力の 更なる強化	金融・資本市場の 活性化等 公的・準公的資金 の運用等の見直し	確定給付企業年金の制度改善 ・ハイブリッド型の企業年金制度の導入 ・将来の景気変動を見越したより弾力的な運営 所要の対応を行う
日本再興戦略 2016	未来投資に向 けた制度改革	成長資金の供給に 資するポートフォ リオ・リバランスの 促進と市場環境の 整備等 公的・準公的資金 の運用等の見直し	家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育 ・確定拠出年金の普及・定着 所要の対応を行う
		企業年金等の改善	・リスク分担型企業年金の導入による企業年金の普及・拡大 ・年金基金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れ 促進、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取 組
未来投資戦略 2017	活力ある金融・ 資本市場の実 現を通じた円滑 な資金供給の 促進	家計の安定的な資 産形成の促進と市 場環境の整備等	積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育 の充実等 ・確定拠出年金制度および職域 NISA 制度の利用促進 個人型確定拠出年金 (iDeCo) や企業年金等の普及・充実 ・中小企業等への確定拠出年金の周知 ・リスク分担型企業年金制度の周知 ・年金基金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れ 促進等

(出所)「日本再興戦略」「未来投資戦略」各年版を基に、リそな年金研究所作成。

(3) 今般の成長戦略における企業年金等に関する事項

今般の成長戦略（未来投資戦略 2018）では、確定拠出年金法の改正により 2018 年 5 月から施行された中小事業主掛金納付制度および簡易型 DC（簡易企業型年金）の周知を図ることとしているほか、運営管理機関の営業職員による加入者等への運用の方法の情報提供（兼務規制の緩和）を可能とすることで、私的年金制度の普及・充実を図ることとしています（図表 5）。

また、2017 年 5 月のスチュワードシップ・コードの改訂や、2018 年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの改訂等を受けて、企業年金に対して、スチュワードシップ活動の推進など「アセットオーナー」としての機能を発揮するための課題についてフォローアップすることも盛り込まれています。

＜図表 5＞未来投資戦略 2018 における企業年金等に関する項目

項目	施策
コーポレートガバナンス改革	(中略) 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進	確定拠出年金 (DC) について、本年 5 月に施行される中小事業主掛金納付制度や簡易企業型年金制度の周知を行うとともに、個人型確定拠出年金 (iDeCo) も含め、運営管理機関の営業職員による加入者等への運用の方法の情報提供を可能とするなど、私的年金制度の普及・充実を図る。

(出所) 「未来投資戦略 2018」(2018 年 6 月 15 日閣議決定)を基に、りそな年金研究所作成。

4. 高齢社会対策大綱(2018 年 2 月 16 日閣議決定)について

本年 2 月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、公的年金について「年金受給開始年齢の選択肢の拡大 (70 歳以降)」「在職老齢年金のあり方の検討」「短時間労働者への適用拡大」等の方針が示されていますが、企業年金等についても、図表 6 に掲げる方針が示されており、方向性としては前述の規制改革実施計画や成長戦略と軌を一にしています。

＜図表 6＞高齢社会対策大綱における企業年金等に関する項目

項目	施策
就業・所得 資産形成等の促進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 個人型確定拠出年金 (iDeCo) における「加入者範囲の拡大」や「中小企業が利用しやすい制度の導入」等の周知 リスク分担型企業年金制度等の周知 中小企業退職金共済制度の普及促進 職場でのつみたて NISA (少額投資非課税制度) 等の利用促進
学習・社会参加 社会保障等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 企業型確定拠出年金の継続投資教育の適切な推進 個人型確定拠出年金 (iDeCo) およびつみたて NISA 等の導入を踏まえた職場を通じた投資教育の推進

(出所) 「高齢社会対策大綱」(2018 年 2 月 16 日閣議決定)を基に、りそな年金研究所作成。

5. 結びにかえて ～ 今後の企業年金等の制度改革動向

規制改革実施計画や成長戦略で企業年金等について言及される動きは、ここ数年は沈静化していましたが、本年に入り再び活発化しつつあります。前述の通り、成長戦略等で取り上げられたことを契機に 2016 年 6 月の確定拠出年金法の改正や 2017 年 1 月のリスク分担型企業年金の導入が急ピッチで進んだという過去の経緯を考慮すると、今般提唱されている施策についても実現可能性も俄かに高まりつつあるのではないのでしょうか。

いずれにせよ、わが国の企業年金制度のあり方を議論するうえで、規制改革実施計画や成長戦略が再び無視できない存在となりつつあり、その動向については引き続き注視する必要があります。

＜ご参考資料＞

規制改革 (内閣府ホームページ)

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

日本経済再生本部 (首相官邸ホームページ)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

企業年金ノート 2015 年 8 月号 (No.568) 「政府の成長戦略と企業年金の制度改革について」

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201508.pdf>

(りそな年金研究所 谷内 陽一)

厚生年金基金の解散に伴う供託手続きについて

第93回のコラムのテーマは、「厚生年金基金の解散に伴う供託手続き」に関する、某信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：解散認可を受けて清算手続きを進めている厚生年金基金の事務長から「解散認可日時点で未請求または未裁定者の供託手続きが大変だと他の基金から聞いているが、実際のところどうなのだろうか」と相談があったのですが、供託とは具体的には何をするものなのでしょうか。

B課長：そうですね、解散前の厚生年金基金では、供託という事務は発生しないから、解散認可後にはじめて対応することになります。先方には、一連の事務手続き等を整理して説明してあげる必要がありますね。Aさんも、これを機会にしっかりポイントを押さえて事務指導するようにしてください。

Aさん：はい、分かりました。供託というと、供託所に資金を預ける手続きというイメージですが、厚生年金基金の場合も同様なのでしょうか。

B課長：そもそも「供託」とは、金銭や有価証券などを国の機関である法務局・地方方法務局の供託所に提出してその管理を委ね、供託所がその金銭や有価証券などの財産を権利者に取得させることにより、債務の弁済など一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度です。民法、商法、民事訴訟法、民事執行法等の各種法令の規定により、供託が義務付けられている場合や、供託することが許容されている場合に限って、供託することが認められているのです。

Aさん：そうなのですか。金銭等を供託所に提出して管理してもらって、最終的には対象者に取得させるところまでやって、ようやく終了となるのですね。

B課長：そうですね。厚生年金基金では、旧厚生年金基金令第45条（供託）で、「清算人は、厚生労働省令の定めるところにより、基金が解散した日までに支給すべきであった年金たる給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものに相当する金額を供託しなければならない」と規定されています。

Aさん：どうりで、解散前の厚生年金基金の事務では、供託は発生しない訳ですね。

B課長：そうですね。基金が解散してはじめて発生する事務手続きになりますね。旧厚生年金基金令第46条（残余財産の処分の制限）では「清算人は、基金の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない」と規定されているため、残余財産の分配前に実施しておかなければならないのです。

Aさん：そうすると、厚生年金基金では、解散認可日までに支給すべきであった年金・一時金でまだ支給していないものについて、対象者や未支給額を確定して供託した後でないと、残余財産の分配作業を開始できないのですね。

B課長：そうですね。厚生年金基金では、解散認可日時点で基金の年金・一時金の受給資格がある人で未請求のため未支給となっている対象者と、解散認可日時点の受給権者で現況未確認のため差止となって未支給がある対象者について、請求勧奨、生存・死亡確認、住所調査等を行ったうえで、最終的に支給できずに残った対象者の未支給額を供託所に供託しなければならないのです。

Aさん：基金の事務長が「供託手続きが大変だ」と心配していたのは、そういうことなのですね。未請求者や差止者等については、基金の通常業務として管理していると思いますが、全体では相当な人数になるでしょうし、それらの年金・一時金の支給に必要な給付指図の作成は、裁定・改定・支給停止等で1人当たり何件も作成することになるでしょう。また、生存・死亡の確認、住所調査等は、住基ネット照会や企業年金連合会への照会等を活用することができますが、そ

れでもなお不明のままの人も大量に発生することでしょう。基金としては、給付担当者だけではなく全員で手分けして対応する必要がありますね。

B 課長：そうですね。更に、残余財産の分配前だけでなく分配後も、受領拒否や住所不明等の対象者に関しては最終的に供託する必要があります。また、年金・一時金の未支給と分配金の未支給とで同じ対象者がいたとしても、両方をまとめて1回で供託することはできないので、基金では供託を2回行うこととなります。ちなみに、残余財産の分配金は、厚生年金保険法ではなく民法第494条の規定により供託を行うことになる点に注意が必要です。

A さん：具体的には、供託所に対してはどのような手続きを行うのでしょうか。

B 課長：まずは、解散認可日時時点で供託となる対象者が確定できた段階で、基金事務局の最寄りの供託所に事前相談に行くよう案内してください。基本的な手続きはどここの供託所でも同じですが、書類提出方法や資金授受方法等の手続きに関しては、供託所によって対応できることとできないことが異なるようです。例えば、件数が多い場合はデータを磁気媒体で提出できるとか、金額が多額となる場合は通常の銀行振込で対応できるとかですね。事前に相談すれば、その後の手続きがスムーズに進められると思いますよ。

A さん：基金と最寄りの供託所との間で行う手続きは、供託所に直接確認してもらう方が良いということですね。

B 課長：まあ、そういうことですね。営業担当者のAさんとしては、事前相談の前に基金の事務長に全体的な手続きの流れや提出書類等を説明し、相談事項等を整理して進められるようアドバイスして、事務面のサポートをしてあげてくださいね。

A さん：はい、了解です。

B 課長：全体的な手続きの流れは次の通りなので、把握しておいてください。

- 供託となる対象者の調査・整理
- 供託所への事前相談
- 供託分の年金・一時金の支払指図作成
- 供託所への提出書類の作成
- 供託所での書類チェック等
- 供託金の支払
- 供託通知書の発送
- 厚生局への報告書提出

A さん：供託所へ提出する書類には、どのようなものがあるのでしょうか。

B 課長：「供託書」と「基金の公法人証明書」が必要となります。供託書は、OCR用紙で1人1枚作成するので、事前相談の際に供託所からもらっておくように案内してくださいね。1人で年金・一時金の両方がある場合は、それぞれ1枚ずつ作成するので、計2枚必要となります。公法人証明書は、発行から3カ月以内のものを用意してもらってください。

A さん：供託書をOCR用紙で1人1枚作成するとすると、人数が多いと相当大変ですよ。基金にもよると思いますが、未裁定者等は100人以上というのも結構あると聞いていますので。

B 課長：件数が多い場合は、磁気媒体で提出して受け付けてもらえるかどうか、供託所に相談する必要がありますね。

A さん：供託書の記載方法等については、どのように案内をすれば良いのでしょうか。

B 課長：大まかに整理すると、年金と一時金に分けて、それぞれに所在不明と受領拒否があるので、4パターンで作成することになります。対象者の住所・氏名・供託金額の他には、根拠法令や基金規約の条項なども記載する必要があります。また、本人死亡で相続人不明の場合は氏名欄に

「〇〇〇〇の相続人」と記載するとか、住所不明の場合は住所欄に基金で把握している住所を「(最後の住所)～」として記載するなどのポイントがあります。供託書の記載方法、注意事項等については、書式の見本を活用して説明するようにしてください。供託所からも詳細な説明があると思いますけどね。

- A さ ん：基金が住所調査等を行っても結局不明のまま、最後の住所もまったく分からない場合があると思いますが、その場合はどうするのでしょうか。
- B 課 長：その場合は、「住所不明」とするしかないですね。ただし、供託書の備考欄に、基礎年金番号や生年月日などの個人に関連する情報を記載するよう供託所から依頼されることがあるようです。
- A さ ん：供託通知書の発送というのがありますが、これは基金で行うのでしょうか。
- B 課 長：基金は、未支給の年金・一時金を供託所に供託した事実を、その対象者に対して文書で案内する必要があります。供託通知書の送付は、基金が行うこともできるし、供託所に依頼することもできます。供託所に依頼する場合は、宛名を記載した封筒と簡易書留の郵便切手を準備して依頼する必要があります。
- A さ ん：そうなのですね。供託通知書を受け取った人が、その後、供託所に供託金を受け取りに行くという流れになるのですね。
- B 課 長：そうですね。対象者が供託金を受け取る場合は、供託所で「供託金払渡請求書」を記入して実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付して提出すると、後日、指定の銀行口座に資金が振り込まれます。ちなみに、供託金の払渡請求権は、10年経過すると時効により消滅してしまいます。
- A さ ん：供託した後は、厚生局へ報告書の提出が必要なのですか。
- B 課 長：旧厚生年金基金規則第66条の2(供託)で、「清算人は、令第45条の規定により供託したときは、供託書正本の写しを厚生労働省に提出しなければならない」と規定されていますので、対象者毎の供託金額一覧表および報告書を、年金・一時金別に提出することになります。
- A さ ん：最後に、経理処理についても基金から聞かれることが多いのですが、供託に関する経理処理はどのようになるのでしょうか。
- B 課 長：例えば、年金の場合であれば、給付した日付で「(借方)年金給付費/(貸方)信託資産」「(借方)預貯金/(貸方)預り金」、供託所に供託した日付で「(借方)預り金/(貸方)預貯金」の振替伝票を経理処理することになりますね。
- A さ ん：ありがとうございます。一連の供託手続きについて、とても良く分かりました。早速、基金の事務長に説明して、不安を解消していただいたうえで、早めに準備作業を始めるようにアドバイスしておきます。
- B 課 長：そうですね、供託と言うと何をするのか分からないと不安になるけれど、具体的な事務手続き等を把握して、タイムスケジュールとともに整理できると、対策も立てられて安心できますよね。引き続きよろしく頼みますね。

(年金業務部 年金信託室 営業サポートグループ 長沼 新二)

企業年金ノート 2018(平成30)年7月号 No.603

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>